

受益者負担適正化ガイドラインに基づく検討・実施は、どこまで進んだのか

受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めるため、令和 3 年度に受益者負担適正化ガイドラインを策定し、使用料・手数料の適正化に取り組んでいます。

1 算定対象

- (1)手数料 3年に1度（次回、令和7年度に算定予定）
- (2)利用料金制度を導入している指定管理施設の使用料
 - ・指定管理者更新年度の2年前に算定を実施
（令和9年度までに全ての指定管理施設の算定が一巡する見込み）
- (3)(2)以外の使用料 3年に1度（次回、令和7年度に算定予定）

2 当ガイドライン策定後に見直し、または見直しを検討するとした使用料・手数料

- (1)令和4年度・5年度の算定において見直したもの
 - ア 宝塚市立看護専門学校・授業料
 - イ 宝塚市立看護専門学校・入学金
 - ウ 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例に規定された手数料
- (2)今年度に算定した結果、見直しを検討するもの
 - ①令和8年度に契約更新予定の利用料金制度を導入している指定管理施設
 - ア 宝塚市立共同利用施設 24 施設
 - イ 宝塚市立地域利用施設 7 施設
 - ウ 宝塚市立中山台コミュニティセンター
 - エ 宝塚市立未成集会所
 - オ 宝塚市立老人福祉センター
 - カ 宝塚市立総合福祉センター
 - キ 宝塚市立国際・文化センター
 - ク 宝塚市立宝塚園芸振興センター（駐車場）
 - ②施設（火葬炉）の更新を進めている施設
 - ア 宝塚市営火葬場